

なぜこの条例をつかったの？

加古川市は、**障がいがある人もない人も、すべての人が互いに理解し合える、そして自分らしく安心して暮らせるまち**をめざしています。

お互いが理解し合うためには、**何が必要なのかな？**自分の意見をちゃんと伝え合うことが必要だね・・・。

加古川市はこんなことに取り組みます。



色んなコミュニケーション方法の理解が広まるように

手話通訳や要約筆記、点字、音声、ひらがな表記などを必要とする障がい者やその支援者と協力して、市民の理解を広めていきます。また、学校などにおいて色んなコミュニケーション方法を学ぶ機会をつくれます。

多くの人が手話を学べるように

ろう者と協力して、市民が手話を学ぶ機会をつくれます。また、会社などで手話の学習会などを開くことができるよう支援します。

情報を分かりやすく手に入れられるように

手話通訳者や要約筆記者を病院や学校などに派遣したり、市が開く講演会などに配置します。また、点字、音声コード、ふりがなが付いた文書など、障害の特性に応じた方法により、市政情報などをお知らせします。さらに、会社などが障がい者の特性に応じた方法により、情報などを発信できるよう支援します。

障がい者がそれぞれの方法でコミュニケーションできるように

手話通訳や要約筆記、点字、音声などのコミュニケーション支援者やその指導者の養成に取り組みます。

みんなの声をかたちに

この条例による取組をより良いものにするために、障がい者や支援者が直接意見を出し合う場をつくり、その意見をもとに、“かたち”にしていけます。

そのとおり！

自分に最も適した方法で意見を伝え合えるようにするために、この条例をつかったのです。そして、忘れてはならないのは、手話も日本語と同じ言語であるということ。手話はろう者^{※1}のことばなのです。

しかし、ろう者は手話を**使うことを禁じられていた**ときがありました。手話を言語と認め、手話への理解を広めていくことが大事なのです。

※1 耳が聞こえない人で、手話でコミュニケーションをとる人

※2 話の内容をまとめ、正しく、速く、読みやすく、文字で伝える方法

他にはどんなコミュニケーションの方法があるの？

手話は言語なんだね。

手話以外にも、**要約筆記^{※2}、点字や音声、ひらがな表記など**、いろんなコミュニケーション方法があります。

障害が違えばコミュニケーションの方法も違います。

障がい者が自分に合った方法でコミュニケーションがとれる環境をつくることや、**コミュニケーション支援者^{※3}を養成すること**も必要です。

※3 手話、要約筆記、点字、音声などを使って、障がい者のコミュニケーションなどを支援する人

この条例をきっかけに、コミュニケーションが活発になり、みんなが暮らしやすいまちになるのが楽しみだね！